

大正
昭
和
五
年
九
月
十
五
日

(昭五)

5.9.17
16911

勞務第三一四七號

昭和五年九月十五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官殿
 各廳府縣長 官殿

（北海道、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡、岡山）

株式会社大島製鋼所勞働爭議ニ関スル件（第十五報）

要上日

- (1) 會社側が去十月十日解雇手書發給日に出頭セルモノヲ付郵送ノ準備中
- (2) 勞働團本部が去十月十日會社社長に前會社ニ押替テ解決促進ヲ求メセルモノハ去十月十日會社側が阻止セルモノ受領者ナシ
- (3) 職工組長四名去十月十日會社側出頭セルモノハ去十月十日會社側が阻止セルモノ受領者ナシ
- (4) 所轄署長八去十月十日會社代表ヲ招致シテ交渉ヲ行ハシメタルモノ

標記爭議